

熊本県公報

号外 第 19 号の 2
平成 18 年 3 月 27 日（月）
（毎週 月・水・金発行）

目 次

公 告

○熊本県卸売市場整備計画（第 8 次）の公表……………（農業団体金融課） 1

公 告

熊本県公告第 236 号の 2

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、熊本県卸売市場整備計画（第 8 次）を次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

※別添熊本県卸売市場整備計画（第 8 次）

熊本県卸売市場整備計画（第8次）

目 次

第1	目標年度	3
第2	卸売市場の運営及び整備に関する事項	3
1	生鮮食料品等の流通事情	3
(1)	需要の現状と見通し	3
(2)	供給の現状と見通し	4
(3)	卸売市場流通、卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し	6
2	品目別流通圏について	9
3	卸売市場の運営及び整備の方向性	12
(1)	卸売市場の運営及び整備について	12
(2)	卸売市場の適正配置について	14
(3)	品目別の卸売市場の取組みについて	14
第3	卸売市場における物品の品質管理の高度化に関する事項	19
1	品質管理の基本的な考え方	19
2	各段階別の取組み	19
第4	卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	21
1	取引の合理化に関する事項	21
2	物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	22
第5	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する事項	23
1	立地に関する事項	23
2	施設の種類に関する事項	23
3	施設の規模に関する事項	24
4	施設の配置、運営及び構造に関する事項	24
第6	卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化に関する事項	26
1	卸売業者	26
2	仲卸業者	27
第7	その他	28

注) 国が公表した第8次卸売市場整備基本方針の目標年度等は、前回の基本方針と変更がないため、本計画における目標年度等は前計画と同じとする。

第 1 目標年度

この計画の目標年度を平成 22 年度とする。

計画の基準年度を平成 10 年度とする。

第 2 卸売市場の運営及び整備に関する事項

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

ア 人口の動向

本県の人口は、平成 10 年の 186 万人をピークに減少に転じ、平成 22 年には、185 万人程度になるものと推定される。したがって、人口増に伴う需要量の伸びは期待できない。

イ 1 人当たりの生鮮食料品等の需要量の動向

1 人当たりの需要量は、野菜、果実（果実的野菜を含む。）、水産物、切り花、鉢物が増加する一方、食肉は減少する見通しである。

特に、花きについては、生活に潤いと安らぎをもたらすものとして、その重要性は増してきており、今後も需要の拡大が見込まれる。

表 1 需要の現状と見通し

年別	区分	単位	野菜	果実	水産物	食肉	切り花	鉢物
平成 10 年 1,865,773 人	1 人当たり 需要量	kg	97.8	39.9	56.1	27.7	本 48.2	鉢 7.0
	総需要量	t	182,473	74,444	104,670	51,682	千本 89,930	千鉢 13,060
平成 22 年 1,850,247 人	1 人当たり 需要量	kg	108.2	41.9	56.6	26.5	63.7	12.4
	総需要量	t	200,197	77,525	104,724	49,032	117,861	22,943
増加率 22 年 / 10 年	1 人当たり 需要量	%	10.6	5.0	0.9	△ 4.3	32.2	77.1
	総需要量	%	9.7	4.1	0.1	△ 5.1	31.1	75.7

(注) 果実にはスイカ、メロン、イチゴ（果実的野菜）を含む。

（２）供給の現状と見通し

全国における農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や減少、輸入農産物等の増加等によって厳しい状況にあり、今後、経営の規模拡大や施設設備の高度化による生産の合理化等、地域の実情に応じた多様な取り組みによる生産の維持・拡大が図られるものと思われる。

漁業においても、近年、漁業就業者の減少や高齢化、輸入水産物の増大等による価格の低迷、資源の減少等によって厳しい状況にあるが、増養殖技術等の進展により、今後はさらに計画的な生産出荷体制の確立が進むものと思われる。

これらのことから、生産、出荷単位の大型化が一層進行すると思われる。

また、輸入農水産物等については、輸送技術の高度化等の品質向上に向けた取り組みが図られることにより、これからも増大してくると思われる。

このような中、本県における品目別の供給の現状と見通しは、次のとおり見込まれる。

ア 青果物

（ア）野菜

本県の野菜は、国の指定産地、県の指定・特定の作目を中心として適地適作を基本に産地づくりを推進し、生産条件の整備、集出荷施設の近代化、生産組織の育成強化等の総合的な施策を進めた結果、全国有数の野菜生産県となった。

一方、野菜生産農家の高齢化や担い手の減少に加え、長引く景気低迷や輸入野菜の急増、消費動向の低価格化志向への変化など、野菜の生産・販売・流通をめぐる環境は大きな変革の時期を迎えている。

こうした中、生産量の見通しは、平成10年の生産量362,962トンが、平成22年には約393,000トンと若干の伸びが見込まれる。

（イ）果実

本県の果実は、スイカ、メロン等全国でも有数の生産量を誇っており、地域の特性を生かした産地づくりと消費者ニーズや外国産地の動向等を踏

まえた安全かつ安心で高品質な生産を進めている。

ここ数年、主要品目のみかん、スイカ、メロン等の栽培面積が減少しているが、デコポンやイチゴ等については、今後、生産増が期待できる。

こうした中、生産量の見通しは、平成10年の生産量361,491トンが、平成22年には368,000トンとわずかな伸びが見込まれる。

イ 水産物

本県では、有明海、八代海及び天草西海の三海域において、それぞれの特性を生かした多種多様な漁業が営まれている。その中で、ノリや魚類、クルマエビ等の養殖業は、本県の漁業生産量の65%を占め、全国的にも高い地位にある。

こうした中、漁業生産量の見通しについては、平成10年の88,614トンから、平成22年には約91,000トンを目指している。

ウ 食 肉

本県の畜産は、肉用牛・乳用牛などを中心に経営規模の拡大を図りながら、我が国有数の畜産県として発展してきた。

こうした中、家畜の改良増殖や飼養管理改善による品質向上、自給飼料の生産拡大、環境対策や価格安定対策による経営の安定、経営支援体制の整備によるゆとり創出などを推進する。

出荷量の見通しは、平成10年の出荷量622,000頭が、平成22年には735,000頭と大きな伸びが見込まれる。

エ 花 き

本県の花きは、豊かな自然条件を生かした多様な生産が行われ、産地化が図られた結果、キクや宿根カスミソウなど全国有数の品目もみられるようになってきた。

こうした中、消費者の需要を背景に、生産量是他作物からの転換や新品目の育成などにより増加が見込まれる。

切り花については、平成10年の生産量167,131千本が、平成22年には251,0

00千本と、鉢物については、平成10年の生産量3,562千鉢が、平成22年には6,000千鉢と、それぞれ大幅な伸びが見込まれる。

(3) 卸売市場流通、卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

経済社会の国際化、情報化の進展は、交通網や輸送技術の発達とあいまって生鮮食料品等の広域流通を促進させ、その結果、食に対する平準化が進行するに至った。

また、高齢化の進展、生活スタイルの変化、女性の社会進出や単身世帯の増加等を背景に、食の外部化、簡便化が広まるとともに、健康・安全志向等が高まってきた。

こうした消費者ニーズの多様化を受けて、小売業態においては食料品専門店等のシェアが低下し、スーパーマーケットなどワンストップショッピングに対応した業態やコンビニエンスストア等のシェア拡大、外食等の業務用需要が拡大している。

このような大型ユーザーは、価格や荷の確保の両面で確実かつ安定的な取引を望んでおり、卸売市場においても、このようなニーズに適切に対応していくことが必要と考えられる。

一方、農協合併等の進展により、主として青果産地の大型化が急速に進んでいる。大型化した産地は、安定的な取引やコストに見合った価格形成等の面で、その影響力を強める傾向にあり、今後、このような動きに対しても、適切に対応していくことが急務となっている。

① 本県の卸売市場における流通の現状と見通し

ア 青果物

(ア) 野菜

平成10年の卸売市場流通量は289,345トンであり、平成22年における卸売市場流通量は314,782トン（平成10年対増加率8.8%）になるものと推測される。

(イ) 果実

平成10年の卸売市場流通量は127,327トンであり、平成22年における卸売市場流通量は133,680トン（平成10年対増加率5.0%）になるものと推測される。

イ 水産物

平成10年の卸売市場流通量は107,568トンであり、平成22年における卸売市場流通量は105,406トン（平成10年対増加率マイナス2.0%）になるものと推測される。

ウ 食肉

平成10年の卸売市場流通量は899トンであり、平成22年における卸売市場流通量は846トン（平成10年対増加率マイナス5.9%）になるものと推測される。

エ 花き

(ア) 切り花

平成10年の卸売市場流通量は116,846千本であり、平成22年における卸売市場流通量は151,167千本（平成10年対増加率29.4%）になるものと推測される。

(イ) 鉢物

平成10年の卸売市場流通量は2,372千鉢であり、平成22年における卸売市場流通量は4,115千鉢（平成10年対増加率73.5%）になるものと推測される。

表2 卸売市場流通の現状と見通し

		(単位：t、千本、千鉢)		
品 目		平成10年 (基準年度)	平成22年 (目標年度)	増加率(22/10)(%)
青 果 物	野菜	289,345	314,782	8.8
	果実	127,327	133,680	5.0
	合計	416,672	448,462	7.6
水産物		107,568	105,406	△ 2.0
食肉		899	846	△ 5.9
花 き	切り花	116,846	151,167	29.4
	鉢物	2,372	4,115	73.5

② 卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

生鮮食料品等は、貯蔵性・規格性に乏しいという商品特性のため、卸売市場流通が主体を占めている。

しかし、冷凍魚や食肉における部分肉のように貯蔵性、規格性を有する品目や輸入品にあっては、冷蔵・冷凍施設の整備等もあり、商社等の参入による卸売市場を経由しない流通が拡大してきた。

一方、消費者の健康・安全・鮮度に対する志向は、青果物における有機・低農薬栽培や委託・契約栽培による野菜・果実等の宅配便、通信販売等、水産物における活魚の配送システム等の普及とともに産直といった新たな流通チャネルを確立させた。

また、量販店・大手外食産業・宅配業者等は、価格や供給の安定化と消費者ニーズの多様化に対応するため、生産者・出荷者と直接、取引を進めており、今後こうした市場外流通のウエイトは高まっていくものと思われる。

このように、卸売市場をめぐる環境は大きく変化してきているが、これまで、卸売市場は、多数の産地から出荷される多種多様な生鮮品全般を対象とし、かつ、その流通の大部分を取り扱っており、需給・価格調整を行ってきた。

また、消費者に対し効率的に生鮮食料品等を提供するとともに、生産者に対し确实迅速な販路を提供しており、他のチャネルでは代替することのでき

ない生鮮品等流通の基盤をなすシステムとしての役割を担ってきた。

こうした品揃え、集分荷・物流、価格形成、決済機能などといった卸売市場の基本的な機能からみて、今後とも卸売市場流通に依存する面は強く、卸売市場が依然として、生鮮食料品等の基幹的役割を担うものと考えられる。

2 品目別流通圏について

水産物、食肉、花きの流通圏については、道路交通網や情報網の整備とあいまって流通の広域が進展している現状と、県内における流通の実態から、県内一円を一つの流通圏とする。

青果物については、青果物流通の状況並びに供給範囲等からみて、宇城地区以北の熊本市を中核とする県北地域と熊本市経済圏の影響が大きい天草地域を「県北・天草流通圏」とし、県南部の中心都市である八代市を拠点とした「県南流通圏」の二つの流通圏を設定する。

図1 流通圏区域図



- ・青果物流通圏：県北・天草流通圏
県南流通圏
- ・水産物流通圏：県内一円
- ・食肉流通圏：県内一円
- ・花き流通圏：県内一円

表 3 品目別流通圏の設定

流通圏	区域	品目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備考
			平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	
県北・天草流通圏	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇城市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、天草郡	野菜	千人	千人	千人	千人	トン	トン	(1) 目標年度の流通圏人口は、国勢調査等を基礎に過去の推移等を参考に推計した。 (2) 市場供給対象人口は、流通圏人口に、市場供給率を乗じて算出した。
		果実	1,543	1,562	2,453 2,638	2,452 2,686	239,259 105,287	265,707 112,839	
県南流通圏	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、芦北郡、球磨郡	青果物計	323	288	—	—	344,546	378,546	
		野菜			514	453	50,086	49,075	
		果実			552	496	22,040	20,841	
県内一円	合計	青果物計	323	288	—	—	72,126	69,916	
		野菜			2,967	2,905	289,345	314,782	
		果実			3,190	3,182	127,327	133,680	
		青果物計	1,866	1,850	—	—	416,672	448,462	
		水産物	1,866	1,850	1,922	1,869	107,568	105,406	
		食肉	1,866	1,850	37	37	899 千本	846 千本	
県内一円	県全域	切り花	1,866	1,850	2,426	2,368	116,846 千鉢	151,167 千鉢	
		鉢物	1,866	1,850	336	333	2,372	4,115	

3 卸売市場の運営及び整備の方向性

(1) 卸売市場の運営及び整備について

卸売市場整備計画については、昭和47年に第1次県卸売市場整備計画を公表して以来、これまで7次にわたり整備計画を策定し、市場機能の強化等の取組みを進めてきており、現在、県内には、地方卸売市場40（総合市場2、青果市場23、水産市場11、食肉市場1、花き市場3）、政令規模未満市場2（青果市場1、水産市場1）の卸売市場が開設されている。

これらの卸売市場は、県内流通の拠点としての機能を有する市場から、地域内の需給を満たすための市場まで、様々な規模、形態のものがあり、相互に補完しあいながら、生鮮食料品等の流通の円滑化に大きな役割を果たしてきた。

卸売市場をめぐる現状は、産地の大型化、小売形態の変化、消費者ニーズの多様化、少子高齢化の進展、市場外流通の拡大、さらに食をめぐる問題の発生等により大きく変化し、こうした環境変化への対応や経営体質の強化等が課題となっている。

市場の規模や形態によって、個別の課題は異なるが、今後は、各市場の実情に応じて、多様なニーズへの対応や新たなビジネスモデルの検討など市場機能の強化に向けた取組みが急務である。

例えば、青果物において、減農薬等により生産された農産物（ex.有作くん等）を安定的に供給していくことなど、消費者ニーズを的確に捉えた流通体制の整備に向けた取り組みなどが検討される。

一方、九州新幹線の全線開業に向けて、各方面の関係機関によって、地域づくりの視点から、道路交通網等の整備を含めた様々な検討や取組みが進んでいる。基幹的流通機構である卸売市場としては、生鮮食料品等流通への影響等を考慮し、卸売市場へのアクセス道路の整備等効率的な物流に向けた検討が必要である。さらに、この機会を捉えて、市場活性化に向けた機能強化への取り組みも必要である。

全国の卸売市場については、生鮮食料品等の効率的かつ安定的な流通を確

保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

本県では、商圈の広域化や市場外流通の動向と産地・実需者の大型化等を踏まえて、県の拠点市場の機能強化を図るとともに、市場間の連携や引き続き統合による経営基盤の強化により、地域の生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保していく必要がある。

また、集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場で、他の地方卸売市場との統合又は連携に取り組む地方卸売市場を、地域拠点市場として位置づけて機能強化を図る必要がある。

こうした中、県内の卸売市場の配置については、地域における基幹的流通機構としての役割を今後とも果たし、生鮮食料品等の安定供給に貢献しうよう、既存の卸売市場を、概ね郡・市に1箇所程度の総合市場として開設されるのが望ましい。

将来的な課題としては、より一層の統合に取り組み、県北・県央・県南・天草の4地区ごとに、拠点的機能を有する地方卸売市場を1箇所配置することなどによる市場機能の強化に向けた検討が必要である。

生産・消費両サイドが、生鮮食料品等の基幹的流通機構である卸売市場に対して期待することは、これまで以上に「安全・安心」で「効率的」な流通システムへ転換することである。

こうした中、食の安全・安心については、各市場の実情に応じて、衛生状態等の確認や迅速な搬出等に取り組むとともに、品質管理の責務の明確化と徹底を図る必要がある。

また、流通の広域化と市場間格差の拡大を踏まえて、集・分荷、配送、情報等についてのネットワークを形成し、市場間連携を図りながら、商流・物流の合理化を推進する必要がある。

さらに、IT（情報通信技術）の進展に対応した市場機能の強化に取り組み、市場運営の効率化、流通業務の迅速化等を図る必要がある。また、生鮮食料品等の品質・安全性に対する消費者の関心に応えるための衛生管理施設や低温売場施設、温度帯別冷蔵庫等の保冷施設の充実、小売店等のニーズに対応するための保管、加工処理、配送施設の設置等に配慮した施設整備を行

うなど、生鮮食料品等の基幹的流通機構としての役割を果たすため、市場機能の高度化を図っていく必要がある。

（２）卸売市場の適正配置について

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の効率的、安定的な流通を確保するため、以下の方向性のもとに配置されるのが望ましい。

- ① 地域の利便性と市場機能の高度化を図る観点から、できるだけ青果物、水産物を取り扱う総合市場としての配置が望ましい。
- ② 県内市場のほとんどが民設民営であることから、民間企業としての自主性を尊重しつつ、地域の実情に応じて、自らの意思で積極的に取り組もうとする卸売市場を中心に機能強化を図る必要がある。
- ③ 熊本市への人口集中や道路交通網の整備等に伴う都市機能の充実と市場供給地域の広域性に應えるため、熊本地方卸売市場を県の拠点市場とし、集荷力の強化を図る上での拠点である地域拠点市場に位置付けて機能強化を図る必要がある。

（３）品目別の卸売市場の取組みについて

- ① 青果物市場については、本県が全国でも有数の生産県であるという強みを生かし、各市場の地域特性を踏まえた品目構成、商品開発で差別化を図るなど、独自の取り組みを展開することが求められる。

こうした中、青果物に関する総合的な情報受発信基地として、産地との連携を強めつつ、県内はもとより県外への転送も含めた青果物の安定供給に向けた取り組みが必要である。

また、集荷・選別・分荷・加工・配送等の市場機能の充実を図るために、市場間及び関係業界との連携やシステム化の検討も必要である。

- ② 水産物市場については、冷凍・冷蔵食品による市場外流通が拡大する中、地域需要に応えるために、県の拠点市場を核とした県内市場間の相互連携を進める必要がある。

また、地域特有の商品、「地もの」に対する消費者ニーズは高く、こうした地域特有のニーズに対応した集荷や商品提案等の売場づくりを主体としたリテイルサポート（小売支援活動）といった取り組みが求められる。

水産物産地市場については、漁獲時期の季節性による水揚げの集中度、漁獲物の種類の多様性、地元加工業の生産動向等を考慮し、産地における分荷調整機能を推進するため、漁港及び港湾等の各種整備計画との整合性を図りつつ効率的な整備を推進する必要がある。

- ③ 食肉市場については、部分肉の需要拡大、食肉の規格性の進展等流通の変化に留意のうえ、中小食肉業者の拠点として市場機能が発揮されるよう検討する必要がある。

- ④ 花き市場については、県外におけるインターネットを通じた流通などが進展し、県外市場との競争の激化も見られることから、市場の機能拡充により、取引単位の大型化等効率化を推進する必要がある。

具体的な配置については、上記の各事項を勘案のうえ「表 4 卸売市場配置の方向性」に基づき配置されるのが望ましい。

図2 卸売市場現況図

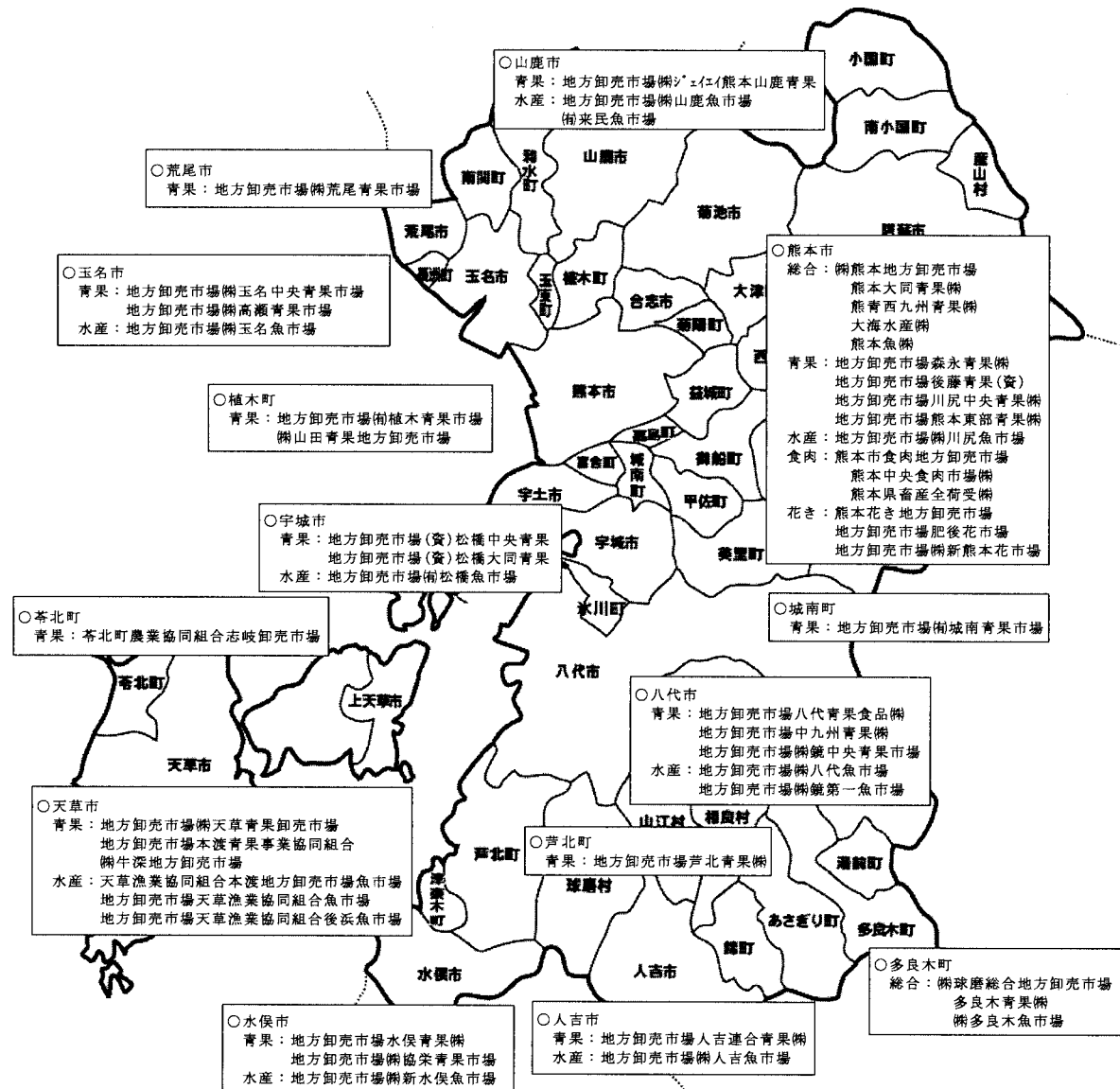


表 4 卸売市場配置の方向性

流通圏				当該流通圏の既存卸売市場	
青果物	水産物	食 肉	花 き	市町名	卸売市場名
県北・天草流通圏	県内一円	県内一円	県内一円	熊本市	1 ㈱熊本地方卸売市場
				熊本市	2 地方卸売市場森永青果㈱
				熊本市	3 地方卸売市場後藤青果(資)
				熊本市	4 地方卸売市場川尻中央青果㈱
				熊本市	5 地方卸売市場熊本東部青果㈱
				熊本市	6 地方卸売市場㈱川尻魚市場
				荒尾市	7 地方卸売市場㈱荒尾青果市場
				玉名市	8 地方卸売市場㈱高瀬青果市場
				玉名市	9 地方卸売市場㈱玉名中央青果市場
				玉名市	10 地方卸売市場㈱玉名魚市場
				山鹿市	11 地方卸売市場㈱ジェイエー熊本山鹿青果
				山鹿市	12 地方卸売市場㈱山鹿魚市場
				山鹿市	13 ㈱来民魚市場（小規模）
				植木町	14 ㈱山田青果地方卸売市場
				植木町	15 地方卸売市場(有)植木青果市場
				城南町	16 地方卸売市場(有)城南青果市場
				宇城市	17 地方卸売市場(資)松橋中央青果
				宇城市	18 地方卸売市場(資)松橋大同青果
				宇城市	19 地方卸売市場(有)松橋魚市場
				天草市	20 地方卸売市場㈱天草青果卸売市場
				天草市	21 地方卸売市場本渡青果事業協同組合
				天草市	22 天草漁業協同組合本渡地方卸売市場魚市場
				天草市	23 ㈱牛深地方卸売市場
				天草市	24 地方卸売市場天草漁業協同組合魚市場（産）
				天草市	25 地方卸売市場天草漁業協同組合後浜魚市場（産）
				県南流通圏	
八代市	27 地方卸売市場八代青果食品㈱				
八代市	28 地方卸売市場中九州青果㈱				
八代市	29 地方卸売市場㈱八代魚市場				
八代市	30 地方卸売市場㈱鏡中央青果市場				
八代市	31 地方卸売市場㈱鏡第一魚市場				
水俣市	32 地方卸売市場水俣青果㈱				
水俣市	33 地方卸売市場㈱協栄青果市場				
水俣市	34 地方卸売市場㈱新水俣魚市場				
芦北町	35 地方卸売市場芦北青果㈱				
人吉市	36 地方卸売市場人吉連合青果㈱				
人吉市	37 地方卸売市場㈱人吉魚市場				
多良木町	38 ㈱球磨総合地方卸売市場				
熊本市	39 熊本市食肉地方卸売市場				
熊本市	40 熊本花き地方卸売市場				
熊本市	41 地方卸売市場肥後花市場				
熊本市	42 地方卸売市場㈱新熊本花市場				

区分	連携・統合等の方向性				
	連携の 方向性	統合等の方向性			
		取組方向	開設位置	区分	取扱品目
民	他の 卸 売 市 場 と 連 携 し た 集 荷 ・ 販 売 活 動 等 に よ り 、 経 営 基 盤 の 強 化 を 図 る	1は集荷力の強化を図る上での地域拠点市場として、機能強化を図る。	熊本市	民・拠点	青果水産
民		1と2は、総合市場として機能強化を図る。	熊本市	民	青果
民		3と5は、それぞれ単独で機能強化を図る。			
民		4と6は、実質廃止。	熊本市	民	青果
民		7は、実質廃止。			
民		8は、単独で機能強化を図る。	玉名市	民	青果
民		9と10は、総合市場として機能強化を図る。	玉名市	民	青果水産
民		12と13を統合し、11との総合市場として機能強化を図る。	山鹿市	民	青果水産
民		14と15は、それぞれ単独で機能強化を図る。	植木町	民	青果
民			植木町	民	青果
民		16は、単独で機能強化を図る。	城南町	民	青果
民		17と18を統合し、19との総合市場として機能強化を図る。	宇城市	民	青果水産
民		20と21を統合し、22との総合市場として機能強化を図る。	天草市	民又は 準公	青果水産
準公		23は、単独で機能強化を図る。	天草市	民	青果
民		24は将来的に廃止して、25の機能強化を図る。	天草市	民	水産
民		26は、単独で機能強化を図る。	苓北町	民	青果
民		27と28を統合し、29との総合市場として機能強化を図る。	八代市	民	青果水産
民		30と31は、総合市場として機能強化を図る。	八代市	民	青果水産
民		32と33を統合し、34との総合市場として機能強化を図る。	水俣市	民	青果水産
民		35は、実質廃止。			
民		36と37は、総合市場として機能強化を図る。	人吉市	民	青果水産
民		38は、単独で機能強化を図る。	多良木町	民	青果水産
公		39は、単独で機能強化を図る。	熊本市	公	食肉
民		40は、単独で機能強化を図る。	熊本市	民	花き
民		41は、単独で機能強化を図る。	熊本市	民	花き
民		42は、単独で機能強化を図る。	熊本市	民	花き

第 3 卸売市場における物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、衛生管理の徹底、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に努める。

1 品質管理の基本的な考え方

卸売市場における品質管理は、「できることから取り組む」視点が重要であり、市場関係業者の品質管理に対する意識を向上させ、共通のコンセンサスを構築することが求められる。

品質管理上の問題となる要因として、生物的危害（ex. 病原性大腸菌やノロウイルスなど）、化学的危害（ex. 抗生物質や殺虫剤など）、物理的危害（ex. ガラス片、金属片など）があり、当該危害要因を排除することが重要である。

品質管理のポイントとしては、物品の衛生的な取扱い、温度管理、迅速な搬出などであり、各段階において品質管理の徹底に取り組む必要がある。

2 各段階別の取組み

① 荷受段階

- ・ 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認
- ・ 卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止
- ・ 物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定
- ・ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示

② 卸売段階

- ・ 取引後の速やかな物品の搬出
- ・ 物品の床への直置きや引きずりの禁止

- ・ 卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止
- ・ 低温卸売場での取引や見本せりの活用

③ 仲卸段階

- ・ 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去
- ・ 定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮
- ・ 花き（切花）にあっては、清潔な容器や水の維持

④ 配送段階

- ・ 買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮
- ・ 保冷・冷凍車両の利用の推進
- ・ 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進

⑤ その他

- ・ 各段階にあっては、原産地表示や生産履歴情報等の確実な伝達
- ・ 青果物にあっては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底
- ・ 水産物にあっては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守
- ・ 食肉にあっては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守

また、と畜段階では、と畜場法に基づく構造設備の基準、衛生管理の基準の遵守、必要に応じた獣畜の飼育履歴等の確認、食道や直腸の結紮やナイフの消毒等H A C C P（危害分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理の導入

- ・ 花きにあっては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花バケツト（専用容器）流通の推進

第 4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

今回の卸売市場制度改正においては、出荷者や実需者のニーズに即した多様な取引やサービスの提供を可能とすることにより、そのビジネスチャンスの拡大を図る一方、透明で公正な取引を確保するため、取引情報の公表の充実や規制緩和措置に係る市場運営審議会等の機能強化が期待されるところである。

こうした改正の趣旨を踏まえて、卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化を図られるよう、特に次の事項に留意する。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的な位置づけ、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場及び品目ごとの適性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図る。この売買取引の方法の設定に当たっては、今回の制度改正による取引情報の公表の充実を踏まえ、各市場における市場運営審議会等の場において、売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や最適物流の実現による物流コストの軽減を図るため、今回の制度改正による買付集荷の自由化や商物一致原則の例外措置の拡充を踏まえ、各市場においては、市場運営審議会等の場を活用して十分な議論を行い、卸売業者と買受人との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム(商品供給最適管理システム)の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組む。

- (3) 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保する。
- (4) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進する必要がある。また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、卸売を行った生鮮食料品等の仕入先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行うとともに、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るトレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立に努める。
- (5) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努める。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（原材料の調達から生産・在庫・販売に至る物的流通の管理活動）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努める。
- (2) 電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進する。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム・パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進する。

第5 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する事項

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大手量販店、外食産業等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、都市部の交通混雑等を勘案し、卸売市場の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う必要がある。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性の確保。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所。
- (3) 各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保され得る地形。
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に配慮する。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等実情に応じた整備に配慮する。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保する。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者や実需者の顧客ニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意する。

(1) 取扱数量の増大が見込まれる市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努める。特に、都市部の市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置に留意する。

(2) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とする。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置する。

- (3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行う。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図る。
- (4) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステム（流通過程で低温を保つ物流方式）の基幹としての卸売市場施設の適切な運営や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に配慮する。
- (5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
- ① 取引における生鮮 E D I 標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）等の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小の I C チップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
 - ② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入
- に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内における L A N（構内情報通信網）や通い容器等に対応した搬送施設の整備、通い容器等の一時保管場所の確保に努める。
- (6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設の整備に留意する。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組みの推進にも留意する。
- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯等の設置に留意する。
- (8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とする。

- (9) 九州新幹線の全線開業により、周辺道路等の整備が見込まれる市場にあつては、アクセス道路の整備等効率的な物流の確保に努める。

第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化に関する事項

1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努める。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化に努める。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準(下表)を達成することを目安とするとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応が必要である。

(単位：百万円)

	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	100	160	80

(注) この表に示す基準は、平成13年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善に努める。

また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努める。

- (3) 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努める。
- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努める。
- (5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化及び実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産、特に県内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努める。
- (6) 平成 21 年 4 月から機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することができることとなるが、卸売業者はその経営が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、円滑な移行ができるよう取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努める。

2 仲卸業者

- (1) 仲卸業者の経営の発展を図るため、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、関係事業者間の提携関係の強化に努める。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員 1 人当たりの取扱金額の目標（下表）を目安とするとともに、異なる市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応が必要である。

(単位：百万円)

	青果物仲卸業者	水産物仲卸業者	花き仲卸業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	90	80	50

(注) この表に示す基準は、平成14年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである

(2) 小売店、外食産業等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援に努める。また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努める。

(3) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送によりコストの削減に努める。

第7 その他

(1) 情報化は取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入を図る等、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営合理化に直結することを重視して、早急にその推進に努める。

(2) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。

(3) 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、品質管理責任者の設置と責務の明確化を図りつつ、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び污水处理施設の整備、食品廃棄物、包装廃棄物等の減量化のための品質管理設備の導入、通い容器等の活用の推進に努める。また、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに努めるなど、関係事業者の環境問題への取組の推進に努める。

(4) 関連事業者については、卸売市場が食料品における総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化に努める。

- (5) 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場の果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。
- (6) 卸売市場への理解の醸成や「食」に関する卸売市場の役割等を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の交流を深める機会の確保、また消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の利用に配慮する。
- (7) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するように努める。
- (8) 近年の食生活をめぐる環境変化に伴い、消費者が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要課題の一つになっていることから、生鮮食料品の基幹的流通機構である卸売市場においても、行政等の関係機関と連携を取りながら、健全な食生活の実現に努める。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{u_i} + R_i$$

S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i ：売場施設経由率

u_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{u_o} + M \right)$$

S_t ：目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における 1 日当たり市場流通の規模

u_o : 1 台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

